

猪名川町スポーツ施設

〔スポーツセンター（体育館・グラウンド・テニスコート）、
登り尾公園テニスコート、うぐいす池公園テニスコート〕

指定管理者募集要項



令和7年7月

猪名川町地域振興部地域交流課

目 次

1. 指定管理者の募集について	1
2. 施設の概要	1
(1) スポーツセンター	1
(2) 登り尾公園テニスコート	2
(3) うぐいす池公園テニスコート	2
3. 供用日時	2
(1) 開館期間	2
(2) 休館日	2
(3) 開館時間	2
(4) 業務時間	2
4. 利用料金	2
(1) スポーツ施設	2
5. 利用料金の減免	3
6. 年間利用状況	3
7. 指定管理者が行う業務	3
(1) 施設の利用の許可に関する業務	3
(2) 施設全般の管理運営に関する業務	4
(3) 建物及び附属設備の維持管理業務	4
(4) 施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業）	4
(5) 事業報告書等の提出	4
(6) 町及び教育委員会等の主催等の行事に関する事業	5
(7) その他	5
8. 管理運営上の留意事項	5
9. 指定管理者の指定の予定期間	6
10. 申請に必要な資格	6
(1) 単独の法人等で申請する場合	6
(2) 複数の法人等による連合体で申請する場合	6
(3) 暴力団排除	6
(4) その他の資格	6
11. 職員の配置	7
(1) 総括責任者の配置	7
(2) 業務員の配置	7
12. 管理に関する経費	8
(1) 指定管理料	8
(2) 施設維持管理運用経費	8
(3) 施設運用収入	8

(4) 区分会計の独立と管理口座	8
(5) 施設の修繕	8
(6) 備品の帰属等	9
13. 指定管理者と町の責任分担	9
14. 募集スケジュール	9
15. 応募の手続等	9
(1) 募集要項の配布	9
(2) 応募書類の受付	10
(3) 提出書類	11
(4) 複数の法人等が共同して応募する場合	12
(5) 提出部数	12
(6) 提出書類の取扱い	12
(7) 提出書類の不備	12
16. 指定管理予定者選定の基準等	12
(1) 選定方法	12
(2) 面接審査及び現営業施設の視察	12
(3) 選定基準	12
(4) 選定結果	13
17. 指定及び協定の締結	13
(1) 指定手続	13
(2) 協定の締結	13
18. 留意事項	13
(1) 選定審査対象からの除外	13
(2) 指定の取消し	14
19. その他	14
(1) 情報公開	14
(2) 今後の施設改修予定	14
(3) 冬季の結露発生について	14
20. 問合せ先	14

猪名川町スポーツ施設等指定管理者募集要項

1. 指定管理者の募集について

猪名川町スポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の管理運営にあたり、施設の管理運営をより効果的・効率的に行うため、住民のサービス向上及び経費の節減等を図ることを目的として、広く管理運営を行える事業者を公募するものです。

2. 施設の概要

(1) スポーツセンター

ア 名称	猪名川町スポーツセンター
イ 所在地	兵庫県川辺郡猪名川町万善字十貫25-1
ウ 敷地面積	52,428.05㎡ (登り尾公園・うぐいす池公園テニスコートは含みません)

【体育館】

(ア) 構造・規模	鉄骨造平屋建
(イ) 建築面積	1,808.29㎡
(ウ) 延床面積	1,716.25㎡
(エ) 施設配置	

・アリーナ(27m×33m)	891.00㎡
・多目的室	225.00㎡
・トレーニングルーム	105.00㎡
・ミーティングルーム	45.00㎡
・事務室	41.25㎡
・男女更衣室(温水シャワー付き)	41.54㎡
・男女トイレ	41.00㎡
・倉庫	65.25㎡
・その他(玄関・ロビー他)	261.21㎡

(オ) 屋外施設

- ・駐車場(148台分)無料
- ・その他
倉庫4棟、植栽、外灯、屋外看板、フラッグポール、等

【グラウンド】

(ア) 規模	15,330.00㎡ (野球:左翼92m・右翼110mトラック300m)
--------	---

(イ) 屋外施設

- ・照明塔7基(1基、2000w×12灯)
- ・照明塔3基(1基、400w×4灯)

(ウ) 屋内施設

トイレ、倉庫等

【テニスコート】

- (1) スポーツセンターテニスコート：人工芝コート5面
・夜間照明40灯（1灯当たり 1000w、1面当たり8灯設置）
- (2) 登り尾公園テニスコート
ア 所在地 猪名川町白金2-113-49
イ コート数 人工芝コート2面
- (3) うぐいす池公園テニスコート
ア 所在地 猪名川町松尾台2-3-1
イ コート数 人工芝コート1面

【つつじが丘多目的広場】

- ア 所在地 猪名川町つつじが丘
イ 規模 6,410㎡

※管理について、町と別途管理委託契約書を締結する。

・上記施設の詳細については別添図面（位置図、配置図、平面図、立面図）による。

3. 供用日時

- (1) 開館期間 通年
- (2) 休館日 月曜日（その日が「国民の祝日に関する法律」に規定する休日に当たるときはその翌日）
12月29日～翌年1月3日
- (3) 開館時間 午前9時～午後10時（6月、7月、8月は午前7時～）
ただし、登り尾公園テニスコート、うぐいす池公園テニスコートについては、運用上夕刻は5時まで、6月～8月は午後7時までの使用となる。
- (4) 業務時間 上記開館時間に見合った準備及び後整備に要する時間を加えた時間帯。
ただし、受付時間は午前8時45分～午後5時30分までとする。

※ 登り尾公園テニスコート、うぐいす池公園テニスコートについては、スポーツセンターに準ずる。

※ 例外として、休館日、休業日又は時間外であっても特別な事由により、必要が生じた場合は、猪名川町（以下「町」という。）の指示により従事するものとする。

4. 利用料金

- (1) スポーツセンター
- | | | | |
|-------|-------------|-------|--------|
| ア 体育館 | アリーナ全面（1時間） | 町内居住者 | 1,500円 |
| | | 町外居住者 | 3,000円 |
| | アリーナ半面（1時間） | 町内居住者 | 750円 |
| | | 町外居住者 | 1,500円 |
| | 多目的室（1時間） | 町内居住者 | 800円 |
| | | 町外居住者 | 1,600円 |

	ミーティングルーム（1時間）	町内居住者	500円	
		町外居住者	1,000円	
	トレーニングルーム（1人）	町内居住者	200円（高校生 100円）	
		町外居住者	400円（高校生 200円）	
イ	グラウンド（1時間）	町内居住者	1,200円	
		町外居住者	2,400円	
	夜間照明利用料（30分）	A点灯	町内居住者 2,700円	
		町外居住者	3,500円	
		B点灯	町内居住者 2,400円	
		町外居住者	3,100円	
		C点灯	町内居住者 100円	
		町外居住者	150円	
	※ C点灯にて夜間使用する場合のスポーツセンターグラウンド利用料は、半額とする。			
ウ	テニスコート（1時間）	町内居住者	800円	
		町外居住者	1,600円	
	夜間照明利用料（30分）	町内居住者	250円	
		町外居住者	350円	
(2)	登り尾公園テニスコート	町内居住者	800円	
		町外居住者	1,600円	
(3)	うぐいす池公園テニスコート	町内居住者	800円	
		町外居住者	1,600円	

※ テニスコートは、各施設とも1面を単位とする。

※ A点灯＝全点灯、B点灯＝全点灯の10分の9、C点灯＝軽スポーツ用簡易照明。

※ 伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市の居住者についても町内居住者と同様に取り扱う。

※ 指定管理者は、上記の額の範囲内において、町の承認を得て利用料金を定めるものとする。

※ 利用料金については、指定管理者の収入とする。

5. 利用料金の減免

指定管理者は、猪名川町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき減免を行う事ができる。

指定管理者は、上記のほか町の承認を得た場合は、利用料金の全額又は一部を減免することができる。

6. 年間利用状況

別紙「施設利用状況報告書」及び「施設使用料等一覧」のとおり。

7. 指定管理者が行う業務

(1) 施設の利用の許可に関する業務

- ① 受付、案内
 - ② 利用料金の徴収
 - ③ 利用者の誘導、整理、安全確保
 - ④ 傷病者の救護措置、状況報告等
 - ⑤ 利用者の集計及び報告
 - ⑥ 業務日誌の作成及び月報の提出
- (2) 施設全般の管理運営に関する業務
- ① 施設の経営マネジメント業務
 - ② 施設の総務・経理業務
 - ③ 施設の集客促進業務
 - ④ 防火管理
 - ⑤ 備品管理
 - ⑥ 事業報告書の作成及び提出
 - ⑦ その他施設の管理運営に関する事項
- (3) 建物及び附属設備の維持管理業務
- ① 監視及び保安業務
各施設を安全かつ効率よく監視するとともに、適切な保安業務を実施すること。
 - ② 清掃等
常に施設の環境を良好に保つこと。
 - ③ 建物の維持管理
常に建物の維持管理に留意すること。
 - ④ 設備・機械等の保守点検
設備・機械等の保守点検を実施すること。
 - ⑤ 駐車場・駐輪場の管理
混雑時には整理・誘導を行うこと。
 - ⑥ 消耗品の補充等
施設運営に係る必要な消耗品は、指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと。
(例として、照明器具の交換など)
- (4) 施設を活用した事業の実施（指定管理者の自主事業）
- ① スポーツの普及、振興を図るため、施設を活用した体操教室・テニススクール等の町民の健康増進につながるような事業を、指定管理者の経費負担により実施すること。特に、現在多目的室やトレーニングルーム等で行っている各種教室については継承すること。
 - ② 事業実施にあたっては、事業計画を事前に町に提出し承認を得ること。
 - ③ 自主事業に係る参加費を参加者より徴収し、これを指定管理者の収入とする。
 - ④ 各種教室等の事業を実施する場合、一般の利用に支障のないように配慮すること。
 - ⑤ 自主事業のプログラム作成に当たっては、年少者、高齢者及び障がい者に配慮すること。
- (5) 事業報告書等の提出
- 指定管理者は、毎年度終了後、自主事業の状況、利用状況、管理運営状況、利用料金等の収入状況、管理運営に要した経費等の収支状況等を記載した事業報告書を町に提出するほか、管理運

営状況について、町が指定した方法により定期的に報告しなければならない。

(6) 町及び教育委員会等の主催等の行事に関する事業

本施設を使用する町及び教育委員会等が主催等をする行事の受入及び運営について協力をを行う。

(7) その他

本施設管理運営に関して、町が必要と認める業務。

8. 管理運営上の留意事項

- (1) 「猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」、「同施行規則」、「猪名川町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」、「同施行規則」を遵守すること。
- (2) 「労働基準法」、「最低賃金法」、「労働安全衛生法」及び「消防法」その他関係法令の規定を遵守すること。
- (3) 「猪名川町暴力団排除条例」、「同施行規則」を遵守すること。
- (4) 業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たり、「猪名川町個人情報保護条例」及び「猪名川町情報公開条例」の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。
- (5) 本要項、協定、町の指示等は遵守すること。
- (6) 町の施策、事業には協力すること。
- (7) 指定期間中、町が行う調査等について協力すること。
- (8) 他業者へ施設の管理業務全体を再委託してはならない。
- (9) 許可なく施設の改造、改修等をしてはならない。
- (10) 施設の事務所を指定管理者の事務所として使用してはならない。
- (11) 甲の設置した社会教育施設予約システムによるスポーツ施設の利用許可に関する業務を行うこと。
- (12) スポーツセンター事務室をスポーツ協会（事務員1名）の事務所として使用します（週2回出勤。基本的には1名の出勤ですが、イベント準備等により2名出勤の場合あり）。なお、電話・複合機・輪転機等の使用についても含む（スポーツ協会の費用負担は無し）。（参考：①輪転機：スポーツ祭パンフレット：A4 16P 200冊。②コピー機：理事会等資料30部×3回、情報提供等資料5件×16部、日常業務10枚×120日。③FAX送信：20件／すべて年）
- (13) 施設を施設の目的外に使用する場合（自動販売機の設置等）は、町の許可を受けなければならない。ただし、スポーツセンター設置の自動販売機については、地元自治会との協定により設置場所を無償提供しており、手数料等の収入はないものとする。なお、電気代については、指定管理者が負担することとする。
- (14) 通常、施設の予約は3ヶ月前からとなっているが、役場関係においては地域交流課が、スポーツ協会及び各種目協会についてはスポーツ協会が、使用する前年度の12月までに取りまとめ調整を行うので、次年度の使用予定に反映すること。
- (15) 職員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行を行えるよう、適切な研修を実施すること。
- (16) 「猪名川町環境の保全と創造に関する条例」を十分理解し、地球環境に配慮した業務を行う

こと。

(17) 年1回以上利用者を対象にアンケート調査等を実施し、常に利用者ニーズの把握に努めること。

9. 指定管理者の指定の予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

10. 申請に必要な資格

法人又は団体（以下「法人等」という。）が対象で、法人格の有無を問わない。ただし、個人は対象とならない。

(1) 単独の法人等で申請する場合、次の条件のすべてに該当しなければならない。

① 兵庫県又は大阪府内に本社・支社・営業所等を有し、業務に関し判断、指揮命令権のある者が常に所在していること。

② スポーツ施設の運営実績、公共施設の運営実績又はこれに準ずる運営実績を有していること。ただし、施設の維持管理業務のみの実績は除く。

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で申請する場合、次の条件のすべてに該当しなければならない。

① 連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）の数は2以上とし、それら連合体構成法人等の中から代表する法人等を選出しなければならない。

② 連合体構成法人等のいずれも上記（1）の①の条件を満たすこと。

③ 連合体構成法人等のいずれかが上記（1）の②の条件を満たすこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(4) その他の資格

① 宗教活動及び政治活動を目的としていないこと。

② 法人等（法人格を有していない団体にあつてはその代表者）が次に掲げる税を滞納していないこと。

・ 所得税又は法人税

・ 消費税及び地方消費税

・ 本町の町税（町に対して納税義務がある場合に限る。）

③ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

④ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

⑤ 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる指定暴力団又はその構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。

- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- ⑧ 猪名川町から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑨ 県・市町等を問わず、指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- ※ 連合体構成法人等は2以上の本申請に係る連合体構成法人等になることができない。
- ※ 単独で指定管理者の申請をする法人等は、本申請に係る連合体構成法人等になることができない。

11. 職員の配置

職員は、公共施設の指定管理者としてその業務を行うにふさわしい資質を有する人格を備えた者を適正に配置するとともに、利用者本位の運営を行い、常にサービスの向上に努めること。また、町が設置した機器等を円滑に操作できる熟練者で、業務遂行上必要な資格・知識を有すること。

(1) 総括責任者の配置

- ① 公共の福祉と健康づくりに関して見識を有するとともに、経営能力を備え、類似するスポーツ施設の管理運営の実績がある正規職員を1名配置すること。
- ② 総括責任者は、業務員を指揮監督し、現場での全責任を負うものとする。
- ③ 総括責任者は、業務員の服務態度について十分教育し、利用者には不快・不親切の念をあたえないように指揮監督すること。
- ④ 町の指示事項を遅滞なく業務員に周知徹底させるとともに、ただちに実施させること。

(2) 業務員の配置及び業務内容

業務員には下記の者を配置すること。

① 受付・案内業務員

- ア. スポーツ施設の窓口業務、利用案内、利用説明、問い合わせに対する対応を行うこと。
- イ. 館内放送（利用案内、呼び出し）を行うこと。
- ウ. 拾得物、忘れ物対応等、利用者サービスに関する業務を行うこと。
- エ. 入場者数、各施設や館内の状況についての的確に把握するよう努め、利用者サービスの低下を招かないよう、的確な処理を行うこと。
- オ. 利用者に施設利用上の注意事項にそった指導を行うこと。
- カ. 利用者等から問い合わせがあったときは、これに対応するとともに利用案内も行うこと。
- キ. 利用区分毎の利用者数を集計表に記録し、町に提出すること。

② 会計業務員

- ア. 利用料金収入業務を行うこと。
- イ. スポーツ教室受講料収入業務を行うこと。
- ウ. 指定管理料収入業務を行うこと。
- エ. その他収入の業務を行うこと。
- オ. スポーツ施設の必要経費の支払い業務を行うこと。
- カ. 予算及び決算業務を行うこと。

③ グラウンドキーパー（管理業務）

- ア. 社会体育用具の貸出し、備品等の回収・確認、保管等の管理業務を行うこと。

- イ. 業務は、利用者が退館するまで従事すること。
- ウ. 業務開始前及び業務終了後は、業務実施場所周辺の日常清掃並びに点検を行うこと。
- エ. グラウンド・テニスコート及びその周辺の草刈を含む整備及び巡回管理業務を行うこと。
- オ. 必要に応じて駐車場のバリカー・カラーコーンの設置、撤去を行うこと。
- カ. 設置された備品・用具等を管理すること。
- キ. 毎日決められた管理日誌等を作成し、点検を受けること。

④ 教室講師

- ア. 体操教室・テニススクール等開催に伴う運営指導を行うこと。
- イ. トレーニングルームの運営指導を行うこと。

※業務員は兼務できるものとする。

※彫刻の道マラソン大会等、町が開催するイベントの補助応援業務を行うこと。

12. 管理に関する経費

本施設は、地方自治法第244条の2第8項及び第9項の規定する利用料金制を採用し、利用料金を指定管理者の収入とし、施設を運営していただきます。

(1) 指定管理料

① 町は、当該施設の維持管理運用経費から同施設運用収入を減じた額として提案された金額を指定管理料として支払う。

$$\cdot \text{指定管理料} = \text{施設維持管理運用経費} - \text{施設運用収入}$$

② 指定管理料の額及び支払い方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、提案のあった指定管理料の範囲内で指定管理者と協議の上、基本協定において定めるものとする。経費は町の会計年度（4月1日から翌年3月31日）を基準とする。支払い時期・方法については、別途協定で定めるものとする。

③ 指定管理料が提案額より上回るがあっても補填はしない。

(2) 施設維持管理運用経費

① 指定管理者が行なわなければならない維持管理運用業務に係る、人件費、消耗品費、光熱水費、設備の保守点検費等及びその他維持管理運営に係る全ての経費を含むものとする。

② 修繕費については、主要な施設・設備機器の修繕については町の負担とする。ただし、施設管理上の瑕疵があるとき及び小規模修繕（限度額50万円/年）については指定管理者の負担とする。

③ 複合機については、指定管理者により調達すること。

(3) 施設運用収入

- ① 利用料金収入
- ② スポーツ教室受講料収入
- ③ 物販事業等収入

(4) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。

(5) 施設の修繕

上記（２）施設維持管理運用経費の②により施設の修繕を行う場合は、事前に町と協議を行い実施すること。

（６）備品の帰属等

備品の購入に関しては事前に町と協議を行い、施設維持管理運用経費により購入した備品は指定期間終了後に町に帰属するものとする。

13. 指定管理者と町の責任分担

指定管理中の指定管理者と町との責任分担（リスク分担）は、「リスク分担表」のとおりとし、町議会で指定の議決を経た後に締結する基本協定に明記する。

14. 募集スケジュール

	内容	スケジュール（予定）
1	募集要項の配布	令和7年7月24日（木）～令和7年8月22日（金）
2	応募書類の受付	令和7年7月24日（木）～令和7年8月22日（金）
3	施設見学会参加受付	令和7年7月25日（金）正午まで
4	施設見学会	令和7年7月28日（月）午前10時
5	質問書受付	令和7年7月28日（月）～令和7年8月6日（水）
6	質問書回答	令和7年8月13日（水）までに町ホームページ掲載
7	選定委員会による審査（書類及び面接審査）	令和7年9月（予定） 日時が決定次第、別途通知します
8	選定結果	選定後、すみやかに通知します
9	指定管理者候補者の決定	令和7年度12月定例議会
10	基本協定及び令和3年度協定の締結	議決後
11	指定管理者による業務開始	令和8年4月1日

15. 応募の手続等

応募に係る経費は応募者の負担となります。

（１）募集要項の配布

① 配布期間

令和7年7月24日（木）～令和7年8月22日（金）まで
午前9時から正午、及び午後1時から午後5時まで

② 配布場所

猪名川町地域振興部地域交流課

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11-1 猪名川町役場 第2庁舎2階

電話 072-766-8783

※町ホームページからダウンロード可能 (<http://www.town.inagawa.lg.jp/>)

③ 質問の受付及び回答

- ・受付期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月6日（水）
午後5時まで

- ・受付場所

猪名川町地域振興部地域交流課

- ・質問方法 質問書（様式4）に必要事項を記載のうえ、E-mailにて送付
（窓口・電話での質問は原則受け付けません）

- ・質問送付先電子メールアドレス sports@town.inagawa.lg.jp

電子メールの件名は【スポーツ施設質疑：(会社名)】としてください。
なお、送信後電話により確認を行ってください。

- ・回答方法

各事業者より提出された質疑は、事業者名以外の内容を取りまとめ、全ての回答を取りまとめた「質疑回答書」を作成し、令和7年8月13日（水）までに猪名川町ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

- ・その他

回答内容については、本要項及び仕様書の追加または修正とみなします。

④ 施設見学会

本施設の状況をご確認いただくため、施設見学会を次のとおり開催します。
見学会の当日は本募集要項等を持参してください。

- ・開催日時

令和7年7月28日（月）午前10時

* 出席者は各団体2名以内とします。

- ・開催場所

猪名川町スポーツセンター

住所：兵庫県川辺郡猪名川町万善字十貫25-1

電話：072-768-2277

- ・申込方法

参加申込書により、FAX、電子メールで行ってください。なお、送信後電話により確認を行ってください。

申込期限：令和7年7月25日（金）正午必着

申 込 先：猪名川町地域振興部地域交流課 スポーツ担当

電 話：072-766-8783

F A X：072-766-8893

E-mail：sports@town.inagawa.lg.jp

(2) 応募書類の受付

① 提出方法及び提出期間

方法：申請書は持参ください。

期間：令和7年7月24日（木）から令和7年8月22日（金）まで
午前9時から正午、及び午後1時から午後5時まで

なお、提出期限を超過した後は、受付しません。また、提出期限後に応募書類の変更及び追加は認めません。

② 提出場所

猪名川町地域振興部地域交流課

兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 1 1 - 1 猪名川町役場 第 2 庁舎 2 階

(3) 提出書類

応募にあたっては、前記内容を踏まえた上で次の書類を提出ください。

なお、提出書類中、事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書には、選定基準等を踏まえた上で、当施設の設置目的に応じた管理運営を行うにあたっての基本的な考え方とその実現方法を示してください。特に、事業計画書には、応募者が有するノウハウを活用し利用者サービスの向上と経費の節減を図るための具体的な方策を示してください。

- ① 指定管理者指定申請書（様式 1 - 1、様式 1 - 2）
- ② 連合体結成にかかる協定書またはこれに相当する書類（任意様式）
- ③ 法人等の概要、スポーツ施設及び公共施設の運営実績（様式 2 - 1、様式 2 - 2）
- ④ 本年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 役員の名簿及び履歴書
- ⑥ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつてはこれらに相当する書類）
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 前事業年度における法人等の法人税申告書の写し、貸借対照表、事業報告書及び収支計算書又は損益計算書
- ⑨ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑩ 施設の管理運営に関する事業計画書（様式 3 - 1 から 3 - 8）

当該施設の管理運営に関する業務を最も適正かつ確実に行うことができるもの。

ア) 運営（事業）計画について

- ・施設の現状認識、市場調査及び集客について
- ・教室、定期使用プログラム等の自主事業について
- ・その他の自主事業について
- ・料金設定について

イ) 施設、設備の維持管理について

- ・保守、清掃、警備、光熱水量、その他維持管理について
- ・修繕について

ウ) 施設の設置目的等を損なわない範囲で、施設・設備の一部を変更、改修、整備することについて

⑪ 収支計画書

ア) 令和 8 年度から令和 1 2 年度間における当該施設の管理運営業務に関する各年度の事業計画書及び収支計画書（供用日時を変更する提案をする場合は、変更する場合としない場合のそれぞれの事業計画書及び収支計画書を提出すること。）

イ) 自主事業の計画（供用日時を変更する提案をする場合は、変更する場合としない場合のそれぞれの自主事業の計画を提出すること。）

ウ) 人員の配置計画やローテーション（供用日時を変更する提案をする場合は、変更する場合としない場合のそれぞれの人員の配置計画やローテーションを提出すること。）

エ) 配置する職員に対する研修計画

オ) 集客促進策

※猪名川町B&G海洋センター等、町内の他の公共施設との間で相互の施設PRや、新たな利用促進につながる提案、また相互の施設を活用し協力した取り組み・イベント等を提案すること。

カ) 災害や事故発生時の連絡体制などの危機管理対策

キ) その他の提案（任意提出）

① パンフレット等、組織、運営及び事業概要が分かるもの。

② 猪名川町暴力団排除条例施行規則第3条に係る様式第1号「誓約書」及び「団体の役員名簿」。

※ 提案内容の実施については、指定管理者と選定された場合、改めて協議することとします。

(4) 複数の法人等が共同して応募する場合

複数の法人等がグループを構成し応募する場合は、代表者を定め、「事業計画書」にその旨を明記してください。

(5) 提出部数

正本を1部と、副本（各写し）6部を同時に提出してください。また、PDFデータをCD又はDVD1枚に保存し提出してください。

(6) 提出書類の取扱い

① 応募書類の著作権は法人等が有する。ただし、指定管理者に指定された法人等の応募書類の著作権は町に有する。

② 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等で係争されている第三者の権利を使用して起こした問題は法人等が責を追う。

③ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

(7) 提出書類の不備

著しい不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

16. 指定管理予定者選定の基準等

(1) 選定方法

猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき、猪名川町指定管理者選定委員会の書類審査及び面接審査を経て選定します。

(2) 面接審査及び現営業施設の視察

書類審査の結果、必要に応じて面接審査及び現営業施設の視察を実施します。

面接及び視察を実施する法人等（連合体を含む。）には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。

(3) 選定基準

指定管理者候補法人等は、猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に規定する次の基準を基本として、公平かつ適正に審査し選定します。

① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、町長等が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める事項を充足すること。
- (4) 審査項目及び配点
審査項目及び配点は、別紙「指定管理者選定評価表」のとおり。
- (5) 選定結果
指定管理者候補法人等の選定後、選定結果を応募された法人等（連合体を含む。）に、速やかに文書で通知します。

17. 指定及び協定の締結

- (1) 指定手続
選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、町議会の議決を経て指定管理者として指定します。
- (2) 協定の締結
- ① 指定管理者の指定後に、町と指定管理者は、指定管理者業務に関する基準、事業報告に関する事項その他指定管理者期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び年度ごとの実施事項を定めた年次協定を締結します。
 - ② 協定の締結に当たり必要な事項については、町と指定管理者が協議の上定めることとします。また、指定管理者が次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
 - ・ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - ・ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
 - ・ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

18. 留意事項

- (1) 選定審査対象からの除外
次の要件に該当する場合については失格とし、審査の対象から除外します。また、連合体で申請する場合においては、連合体構成法人等のいずれかが次の要件に該当する場合は、連合体による申請を失格とします。
- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - ② この要項に違反又は著しく逸脱した場合。
 - ③ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合。
 - ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合。
 - ⑤ 猪名川町から指名停止措置を受けている場合。
 - ⑥ 県、市町等を問わず、指定管理者の指定の取消しを受けている場合。
 - ⑦ その他不正行為があった場合。

(2) 指定の取消し

町が、管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取消すことがあります。
この場合、指定管理者の損害に対して町は賠償しません。

また、取消しに伴う猪名川町の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

19. その他

(1) 情報公開

提出された書類及び選定結果等は、猪名川町情報公開条例に規定する公文書に該当し、公開請求の対象となります。また、当該条例に基づき公表することがあります。

(2) 今後の施設改修予定

施設の照明設備について、LED化への改修を予定しています。時期は、未定。

アリーナの照明をLEDへ改修する際、使用できない期間が発生します。

(3) 冬季の結露発生について

スポーツセンター体育館アリーナにおいては、冬季結露が発生しています。応急処置により現在雨漏りは発生していませんが、根本的解決に至っておらず、貸館に影響する場合があります。

20. 問合せ先

猪名川町地域振興部地域交流課 スポーツ担当 田中、出水

〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1-1

TEL 072-766-8783

FAX 072-766-8893